

令和元年5月29日  
厚生労働省

民間競争入札実施事業  
労災特別介護援護事業の実施状況について  
(平成29年度～平成31年度)

1 事業の概要

(1) 事業の内容

ア 労災特別介護施設（通称ケアプラザ。以下「施設」という。）において、重度被災労働者（労働者災害補償保険法に基づく傷病等級又は障害等級が第1級から第3級までの者）を対象として、入居型の介護サービスを提供するため、次の業務を実施する。

- ① 高齢労災重度被災労働者に対する施設介護業務
- ② 重度被災労働者に対する短期滞在型介護業務
- ③ 安全管理、衛生管理、防災等の各種対策業務
- ④ 事業管理組織の業務
- ⑤ 施設整備保守管理、施設清掃等の附帯業務

イ 本事業は、次の8施設で実施し、業務委託を行う。

- ① 北海道労災特別介護施設（北海道岩見沢市かえで町8-1-1）
- ② 宮城労災特別介護施設（宮城県黒川郡富谷町明石台4-8-1）
- ③ 千葉労災特別介護施設（千葉県四街道市中台511）
- ④ 愛知労災特別介護施設（愛知県瀬戸市山手町294-5）
- ⑤ 大阪労災特別介護施設（大阪府堺市南区城山台5-2-1）
- ⑥ 広島労災特別介護施設（広島県呉市神山2-1-15）
- ⑦ 愛媛労災特別介護施設（愛媛県新居浜市阿島1-3-12）
- ⑧ 熊本労災特別介護施設（熊本県宇土市松原町243）

(2) 事業の実施期間

平成29年4月1日～令和2年3月31日

(3) 受託事業者

一般財団法人労災サポートセンター

(4) 受託事業者決定の経緯

「労災特別介護援護事業民間競争入札実施要項（平成28年10月）」（以下「入札実施要項」という。）に基づき8施設ごとに実施した一般競争入札（総合評価落札方式）において、入札参加者（1者）から提出された企画書について、厚生労働省内に設置した技術審査委員会において審査した結果、8施設とも評価基準を満たしていた。また、平成28年12月27日に開札したところ、8施設すべての入札価格が予定価格の範囲内であったことから、上記(3)の者を落札者とした。

## 2 確保されるべき質の達成状況及び評価

### (1) 確保されるべき水準として設定した項目

#### ア 利用者アンケート調査

##### ① 入札実施要項における要求水準

利用者アンケート調査において、各設問の総回答数に対して有用であった旨の回答数が90%以上であること。

##### ② 利用者アンケートの結果

入札実施要項のとおり、入居者に対し年1回アンケート調査を実施し、各設問への総回答数（「どちらともいえない」は除く。）に対して「満足」「ほぼ満足」の回答合計数が占める割合により判定した。その結果、下表のとおり、平成30年度は、全8施設で当該要求水準を達成している。

平成29年度は千葉施設、大阪施設において、それぞれ当該要求水準を下回っているものの、労災サポートセンター本部から各施設長に対し、改善の取組みを指示したことなどにより、平成30年度はいずれも90%以上の数値を達成していることから、おおむね良好に実施されているものと認められる。

|      | 北海道   | 宮城    | 千葉    | 愛知    | 大阪    | 広島    | 愛媛    | 熊本    |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 29年度 | 93.9% | 93.2% | 89.0% | 93.5% | 89.2% | 92.1% | 94.6% | 93.6% |
| 30年度 | 98.5% | 93.7% | 92.8% | 95.4% | 97.5% | 93.0% | 95.3% | 94.5% |
| 平均   | 96.2% | 93.5% | 90.9% | 94.5% | 93.4% | 92.6% | 95.0% | 94.1% |

#### イ 施設入居率

##### ① 入札実施要項における要求水準

1年間の平均で90%以上の入居率を維持すること。ただし、前年度において入居率90%を満たしていない施設は、前年度以上の入居率を基準とする。

##### ② 施設入居状況

各施設の入居定員は100名であるが、短期滞在型介護サービスを実施するため2床を確保しておくこととしており、入居率については、この2床分を差し引いた98名に対する入居者数の割合とした。その結果、下表のとおり、全8施設中、宮城、千葉、愛知、大阪の4は施設については、平成29年度、平成30年度とも当該要求水準を達成している。

北海道施設及び広島施設は平成29年度及び平成30年度、愛媛施設及び熊本施設は平成29年度において、それぞれ当該要求水準に達しなかった。

この要因を分析するために、労災サポートセンターの入居促進に対する取組みを確認したところ、平成29年度の入居率が90%未満であった、北海道、広島、愛媛、熊本については、重点的な入居促進策として、対象となる労災年金受給者に対して、個別に施設の案内を送付した上で、希望者に対し、施設長が訪問し、施設の空き状況を含め入居要件等について直接説明をおこなっていた。この結果、当該未達成の4施設の新規入居者は35人であり、その他の4施設の26人を大きく上回る結果となった。しかしながら、死亡等による退去者がさらに多かったため要求水準を達成できなかったが、おおむね良好に実施されているものと認められる。

|      | 北海道   | 宮城    | 千葉    | 愛知    | 大阪    | 広島    | 愛媛    | 熊本    |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 28年度 | 77.6% | 99.0% | 93.9% | 96.9% | 91.8% | 89.8% | 73.5% | 86.7% |
| 29年度 | 76.5% | 95.9% | 90.8% | 93.9% | 90.8% | 87.8% | 72.4% | 82.7% |
| 30年度 | 69.4% | 93.9% | 90.8% | 95.9% | 94.9% | 84.7% | 72.4% | 85.7% |

(2) 業務の履行状況について

ア 重度被災労働者に対する施設介護業務

① 人員配置

看護職員及び介護職員については、人手不足の厳しい雇用環境の下、北海道、愛媛の2施設において、入札実施要項に示した常勤職員の配置数（看護職員12名以上、介護職員24名以上）を満たさない状況がみられた。しかし、不足数は北海道施設で看護職員各1名、愛媛施設で介護職員1名と少なく、非常勤の看護職員及び介護職員を活用し、必要な勤務シフト体制がとられたことが認められた。

その他の職員については、各施設において、施設長1名、総務関係要員4名及び生活支援関係要員1名、管理栄養士又は栄養士1名、理学療法士又は作業療法士1名を配置し、入札実施要項に定める体制を確保した。

② 新規雇用者研修の実施

各施設においては、新規に雇用した看護職員及び介護職員のすべてを対象として、入札実施要項に示したカリキュラムに従い、研修を実施した。

イ 重度被災労働者に対する短期滞在型介護業務

各施設においては、短期滞在型介護サービスに当てるために2床を確保し、短期滞在型介護業務を実施した。

ウ 上記ア、イに付随する業務

入札実施要項に基づき、受託事業者の本部の指揮の下、次のような業務が行われた結果、特段の問題は生じなかった。

① 入居関係業務

入居希望者の居住地や年収等に左右されることなく、介護の必要性や在宅での介護の困難度等を勘案した上で、公平・公正に入居者を決定するために、外部委員より構成する「入居者選考委員会」を設置し、開催した。

② 介護サービスのノウハウの構築及び職員研修

各施設において、日常の介護の実践や調査研究を通じて蓄積したノウハウ等を取りまとめ、随時、最新の知見を踏まえた職員研修を実施した。また、外部の研修や講習等に職員を派遣し、介護サービスの知識・技能の向上を図った。

③ 施設長会議等の実施

受託事業者本部において、施設長会議、介護課長会議、看護職員・介護職員研修等を実施した。

④ 安全管理、防災、暴力行為等に対する安全確保、衛生管理の各種対策業務

規程、マニュアル等の整備、研修等を実施した。

⑤ 施設設備保守管理、施設清掃等の附帯業務

各施設においては、外部業者に再委託することにより適切に実施した。

⑥ 本事業の広報

本部及び各施設独自の広報誌を定期的に発行し、入居者及びその家族への配付のほか、入居促進の周知に活用した。

⑦ 行事の実施及びボランティアの活用

入居者が生活の場として潤いのある快適な生活が送れるよう、ボランティアを活用しながら行事（買い物ツアー、花見会、スポーツ大会等）を開催した。

⑧ 苦情等への対応

施設長を苦情解決責任者とし、外部専門家が参画した「苦情等解決委員会」を設置することにより、入居者からの苦情等（意見、異議を含む）に対応した。さらに、受託事業者の本部においても、事務局長を苦情解決責任者とし、外部専門家が参画した「苦情等処理委員会」を設置することにより、施設で対応することが困難な苦情等に対し、その解決に向けた助言・指導を行った。

⑨ 個人情報の保護

受託事業者の本部において、「個人情報保護規程」を作成し、事務局長を統括的責任者とすることにより、各施設の個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止等に努めた。平成29年度及び平成30年度においては、個人情報の漏洩等は発生しなかった。

⑩ 関係機関等の連携及び協力体制の確立

受託事業者の本部及び各施設において、施設間及び労災ケアサポート事業の各ブロックとの間での情報共有、施設所在地を中心とした地方公共団体、都道府県労働局等の行政機関、労災病院等の医療機関などに対する周知依頼を行う等、関係機関との連携及び協力体制を確立した。

3 受託事業者からの改善提案による改善実施事項

(1) 介護の質の向上のための取組

各施設において、介護研究発表会を開催し、日頃の介護の実践を通じて蓄積してきた介護手法に関するノウハウを基にテーマを設定し研究を行った。その研究成果については、受託事業者本部主催の発表会で発表し合うことにより、8施設全体の介護の質の向上に努めた。

(2) 介護計画の見直し

入居者の意向を取り入れた介護（生活）目標を定めた介護計画の見直しを全ての入居者に対して実施し、施設において生きがいのある生活を送れることができるよう介護サービスを提供した。

(2) 入居促進のための労災ケアサポート事業との連携強化

労災ケアサポート事業は、65歳未満の重度被災労働者への訪問支援を実施していることから、入札実施要項においては、入居促進のため、当該事業受託事業者から、在宅での介護が困難な重度被災労働者に係る情報を受領するよう示しているところ、受託事業者の独自の取組により、入居率が90%以下の施設（北海道、広島、愛媛、熊本）に対し、65歳以上の重度被災労働者の他、障害等級4級の対象者に施設案内及びパンフレットを送付し、入居勧奨を行った。

#### 4 実施経費の状況及び評価

市場化テスト導入前（平成25年度）と導入後（平成29年度から平成31年度までの平均）を比較して、総額としては、実施経費の削減効果があった。

一部、増額となった理由は、平成29年度～平成30年度の契約では、国の物品である福祉車両を更新する必要があり宮城、千葉、大阪、広島施設の入札の際に、厚生労働省指定経費として、委託費に計上するよう指示したため、増額となったものである。

#### 【委託費契約額（税抜き）】

（単位：円）

| 市場化テスト | 導入前<br>平成25年度<br>① | 導入後           |               | 前後比較<br>②-①  | 節減率<br>(②-①)<br>/① |
|--------|--------------------|---------------|---------------|--------------|--------------------|
|        |                    | 平成29～31年度     |               |              |                    |
|        |                    | 契約額           | 単年度換算②        |              |                    |
| 北海道    | 251,980,181        | 688,023,000   | 229,341,000   | △ 22,639,181 | △ 9.0%             |
| 宮城     | 215,727,921        | 664,128,000   | 221,376,000   | 5,648,079    | 2.6%               |
| 千葉     | 238,387,408        | 692,018,000   | 230,672,667   | △ 7,714,741  | △ 3.2%             |
| 愛知     | 232,409,596        | 637,045,000   | 212,348,333   | △ 20,061,263 | △ 8.6%             |
| 大阪     | 239,637,687        | 717,450,000   | 239,150,000   | △ 487,687    | △ 0.2%             |
| 広島     | 212,874,874        | 649,817,000   | 216,605,667   | 3,730,793    | 1.8%               |
| 愛媛     | 199,220,176        | 587,039,000   | 195,679,667   | △ 3,540,509  | △ 1.8%             |
| 熊本     | 239,397,321        | 691,753,000   | 230,584,333   | △ 8,812,988  | △ 3.7%             |
| 8施設計   | 1,829,635,164      | 5,327,273,000 | 1,775,757,667 | △ 53,877,497 | △ 2.9%             |

#### 5 外部有識者の意見

外部有識者による検討会を平成30年度に4回開催し、平成31年3月28日に報告書が提出された。概要は次のとおりである。

- ・ 要求水準の達成状況、業務の履行状況については、要求水準を満たしていない施設があったことが認められるが、各施設において、入居促進に取り組んでいることが認められ、おおむね良好な結果と評価できる。
- ・ 実施経費については、53,877千円削減されており、節減が図られたものと評価できる。
- ・ 今後、重度被災労働者が減少していくことを考えれば、将来的には定員の見直しについて検討すべきと考える。
- ・ 労災特別介護施設の特徴から、これ以上の要件緩和は、介護・看護の質の低下を招く恐れがあると考ええる。
- ・ 労災特別介護施設の敷地や空き室の有効活用を図るべき。
- ・ 労災特別介護施設で行っている研修を、外部の方も参加できるような仕組みにするべき。

## 6 評価のまとめ

5の外部有識者の意見を踏まえ、次のとおり、本業務の実施状況について、良好に業務が実施されていると評価できる。

### (1) サービスの質等について

上記2のとおり、確保すべきサービスの質については、一部で要求水準に達しない施設があった。しかしながら、アンケートについては、労災サポートセンター本部から各施設に指示したことにより改善しており、入居率についてもその要因が退去者の増加にあることから、おおむね良好に実施されたといえる。

また、業務履行状況については、一部施設で看護職員及び介護職員が不足したものの、その不足数は僅かである上、非常勤職員等により実施体制を確保しており、おおむね良好に実施されたと評価できる。

さらに、上記3のとおり、受託事業者が持つノウハウの蓄積を活かし、入居促進の取組強化や看護・介護職員の質の向上が図られている。

### (2) 実施経費の削減について

上記4のとおり、福祉車両の更新により2施設で増額となったものの、全体としては、市場化テスト導入前に比べ実施経費は2.9%削減された。

## 7 今後の方針

### (1) 本事業の市場化テストの実施状況について

市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針（以下「市場化テスト終了プロセス」という。）Ⅱ.1.(1)で定められている終了基準にあてはめると、本事業の市場化テスト実施状況は以下のとおりである。

- ① 平成30年度末時点において、委託者による受託事業者への業務改善指示及び受託事業者の法令違反行為の事実はない。
- ② 省内に労災ケアサポート事業及び労災特別介護援護事業の評価に関する外部有識者検討会を設置し評価を行った。
- ③ 競争性の確保については、市場化テストの対象となった1期、2期とも1者応札となった。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質にかかる達成目標について、おおむね目標を達成した。
- ⑤ 従来経費から経費削減効果をあげている。

市場化テストの実施により、公共サービスの質が確保され、経費も削減されたところであるが、競争性の確保については課題が残っている。

### (2) 競争性確保のためのこれまでの取り組みについて

#### ア 競争性が確保されていない要因の分析

上記(1)②の事業評価の外部有識者検討会の他に、外部有識者による仕様書及び評価基準検討会を設置し、仕様書等の要件緩和についての検討を行った。また、過去に入札説明会に参加した事業者毎に契約前にヒアリング調査を行い、入札の障壁となっている仕様書の要件などについてのヒアリングを行った。

#### イ 競争性確保のために行った対応

上記アの分析や、これまで2回の官民競争入札等監理委員会からの指摘などを踏まえ、主に次のような見直しを行った。

- ① 従来1契約であったものを、施設毎に8つに分割して調達を実施した。
- ② 1者応札の改善及び分析のため、入札説明会に参加したが、入札しなかった業者に対するヒアリングを実施し、参入障壁を解消するための措置を講じるとともに、入札公告のホームページ掲載を知らせる案内状を10者に送付した。
- ③ 事業者が利益率を見込めるよう、事業費及び一般管理費の科目を具体的に示すとともに科目毎の比率の目安を示した。また、一般管理費の上限を当初の10%から15%に引き上げた。
- ④ 看護職員及び介護職員について、常勤定員の一定割合を非常勤職員とすることを可とした。
- ⑤ 事業内容や事業実績などの情報開示を詳細にした。

#### ウ 次期調達に向けた検討

上記イの取り組みを行っても、1者応札は改善されなかったため、上記5の外部有識者による検討会で、1者応札の解消のために検討を行った。有識者からは、労災特別介護施設の入居者は、脊髄損傷及び頭部外傷による四肢麻痺をきたした者の割合が非常に高く、特別養護老人ホームと比べると、身体介護に非常な労力を要するとともに、褥瘡や尿路系障害等の併発疾病に対する適切な対応も求められるという特徴があるため、これ以上の要件緩和をすると、介護・看護の質の低下を招く恐れがあると考えたと報告された。

また、直近の過去に入札説明会に参加した事業者に対するヒアリングでは、看護師等の人材確保が困難との意見が多く、これ以上、要件緩和により入札の障壁が緩和されるとの意見は得られなかった。

#### (3) 競争性の改善について、更なる改善が困難な事情について

以上の分析や取り組みなどから、本事業について、1者応札が続いている要因については、次のことが考えられる。

- ① 当該事業は、介護サービスを行う人員の配置、施設設備保守管理業務及び施設清掃関係業務等、ケアプラザの運営等を一括して業務委託している。この事業内容についても、監理委員会からの指摘を受け、外部有識者による検討会で見直しを検討したが、重度被災労働者が入居している施設においては、入居者に安心・安全な介護サービスを24時間体制で提供する必要があり、施設長が一元的に管理する仕組みが不可欠であるとされ、現在の事業内容となっている。

そのため、このような施設の運営等を一括して請け負えるような事業者の数が少ないことが1者応札が続いている要因となっているのではないかと考える。

- ② 看護職員及び介護職員の人材確保が困難であることについて、看護職については、平成31年1月に公益財団法人日本看護協会が公表した「2017年度「ナースセンター登録データに基づく看護職の求職・求人に関する分析」結果」によると、平成29年度の求人倍率は2.36倍であった。また、求職者の希望する施設種類（複数回答）は病院が19.8%に対して、ケアプラザと類似施設である、介護老人福祉施設（特養）は7.2%と低く、人材確保は困難であると考えられる。

また、介護労働者については、平成30年8月に公益財団法人介護労働安定センターが公表した「「介護労働実態調査」の結果」によると、調査した事業場において、介護サービスに従事する従業員の不足感（「大いに不足」、「不足」、「やや不足」）は66.6%、不足している理由は「採用が困難である」が88.5%となっており、人材確保は困難であると考えられる。

以上のとおり、競争性について課題が残るが、本業務の特殊性等の要因から、質を維持した上で更なる改善を行うことは困難であるため、今期をもって終了プロセスに移行し、厚生労働省の責任において実施することとしたい。

(4) 市場化テスト終了後の事業実施について

市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て、厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、厚生労働省自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。